

千曲市蓄電システム設置補助金のご案内

千曲市では、自家消費型再生可能エネルギーの活用促進を図るため、住宅用太陽光発電システムで発電した電気を蓄える蓄電システムの設置者に対し、補助金を交付します。

(設置工事着工前、建売住宅は支払い前に事前申請が必要です。)

◇ 補助対象機器

定置型蓄電システム (次の要件を満たすもの)

- ① 蓄電池部及び電力変換装置から構成されるシステムで、一つのパッケージとして扱われている機器
- ② 住宅用太陽光発電システム (最大出力 10kWh 未満) に連結する機器
- ③ 新たに購入する未使用の機器

◇ 補助対象者

自ら居住する若しくは居住する予定の市内の住宅 (店舗、事業所等と兼用するものを含む) に蓄電システムを設置しようとする方又は蓄電システムが設置されている市内の建売住宅を購入しようとする方で、市税等を滞納していない方。

◇ 補助内容

補助対象経費	補助金額
対象機器の購入費用及び設置工事に関する費用	対象経費の 1/10 (千円未満切り捨て) 限度額 100,000 円

※補助金の交付は、1 件の住宅につき 1 回限りとします。

◇ 申請方法

交付申請書及び必要な添付書類を、設置工事着工前・建売住宅は支払い前に市役所環境課へ提出してください。必要書類等の様式は、市役所環境課窓口で配布又は千曲市ホームページに掲載されています。

◇ 実績報告

実績報告書及び必要な添付書類を、設置・支払いが完了した日から 30 日以内又は年度末 (3 月 31 日) のいずれか早い日までに、市役所環境課へ提出してください。新築・建売等で申請時と住所が変更になった場合は、変更届の提出が必要となります。

◆お問い合わせ・申請先

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目 1 番地

千曲市役所 環境課 環境推進係 (市役所 2 階)

TEL : 026-273-1111 (内線 2202) FAX : 026-273-1924

◆ 補助金を受けるための手続きの流れ ◆

☆注意事項☆

- ①必ず設置工事着工前・建売住宅は支払い前に申請を行い、交付決定通知書が送付されてから、設置工事・支払いを行ってください。
- ②申請をした年度内に設置・支払いを完了し、実施報告書を提出してください。年度をまたいで補助金交付は出来ませんので注意してください。

(太枠黒塗りが補助を受ける方の手続きです)

